

改 定 概 要

今回の主な改定内容は、情報共有システムの利用対象を現行の工事（営繕工事を除く。）に加えて測量・地質調査・設計等業務も対象とする「山形県県土整備部における工事情報共有システムの利用要領」及び「山形県工事情報共有システム運用ガイドライン」の改定に伴うものであり、以下の内容である。

■「山形県電子納品取扱要領」

特記仕様書への記載について、作成例を追加

■「山形県電子納品運用マニュアル」

「工事情報共有システム」「工事帳票」の名称からそれぞれ「工事」という文言を削除

■「電子納品事前協議チェックシート（業務委託（土木）版）」

業務に係る「帳票交換・共有方法」という項目を追加